

国土交通大臣による構造方法等の認定に係る審査の際には是正されている
近年の主な事例

【構造安全性能】

○ 建築基準法第20条第1号等の規定に基づく超高層建築物等の構造方法の認定に係る性能評価 [建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（以下「機関省令」という。）で定める指定の区分（以下「指定の区分」という。）：機関省令第59条第2号の2及び第21号の2から第21号の4まで]

- ・計画の変更に係る申請において、性能評価書別添の図面等が変更されているにもかかわらず、変更前後図等には変更箇所として明示されていない。
- ・計画の変更に係る申請において、性能評価書中の変更内容を説明する図書の中で、二次部材等の変更内容が記載されていない。

○ 建築基準法第37条第2号の規定に基づく指定建築材料の認定に係る性能評価 [指定の区分：機関省令第59条第6号]

- ・日本工業規格に係る記載に誤記がある。

【耐火性能】

○ 建築基準法施行令第108条の3第1項第2号の規定に基づく耐火性能を有する主要構造部の認定に係る性能評価 [指定の区分：機関省令第59条第13号]

- ・耐火性能を検証するための計算書において、検証の結果が不合格となっている主要構造部が含まれたままとなっている。

○ 建築基準法施行令第129条の4第1項第3号等の規定に基づくエレベーターの構造等の認定に係る性能評価 [指定の区分：機関省令第59条第20号]

- ・ブレーキの寸法等について、性能評価用の提出図書に記載の寸法等と、性能評価書の別添に記載の寸法等に不整合がある。

国土交通大臣による構造方法等の認定に係る

審査の際には是正されている主な事例について

【構造安全性能】

(1) 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1号等の規定に基づく超高層建築物等の構造方法の認定に係る性能評価

〔建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（以下「機関省令」という。）で定める指定の区分（以下「指定の区分」という。）：機関省令第59条第2号の2及び第21号の2から第21号の4まで〕

(a) 一般的な是正事例について

- ・ 建築物概要を示す図書、特記仕様書及び構造図において、それぞれ記載内容（使用される指定建築材料の認定番号、コンクリートの設計基準強度等）に不整合がある。
- ・ ボーリング結果・柱状図（N値を含む地盤断面図）を示す図書において、文字及び図が不明瞭である。
- ・ 構造図において、認定対象ではない事項が記載されている場合に、当該事項が認定対象でない旨が明示されていない。
- ・ 計画の変更に係る申請において、変更内容を説明する図書に記載されている別添番号と変更前後図に記載されている別添番号が異なる。
- ・ 計画の変更に係る申請において、構造図の変更内容と当該変更内容を説明する図書の記載内容に不整合がある。

(b) 超高層建築物等の構造方法の認定に係る是正事例について

- ・ 構造設計概要を示す図書及び時刻歴応答解析概要を示す図書において、設計用せん断力を表す文言が統一されていない。
- ・ 時刻歴応答解析概要を示す図書において、層せん断力が設計用せん断力を超える部分がある場合に、構造耐力上安全であることに関する検討及び結果についての説明が不十分である。
- ・ 構造図において、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により接続されている箇所が明示されていない。
- ・ 計画の変更に係る申請において、当該変更に係る理由の説明が不十分である。

(2) 法第37条第2号の規定に基づく指定建築材料の認定に係る性能評価
〔指定の区分：機関省令第59条第6号〕

(a) 一般的な是正事例について

- ・ 寸法許容差に係る記載が不十分である。

(b) 構造用鋼材及び鋳鋼の認定に係る是正事例について

- ・ 形状及び寸法に係る記載が不十分である。
- ・ 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないことについての記載が不十分である。

(c) コンクリートの認定に係る是正事例について

- ・ 凍結融解作用に係る記載が不十分である。

(d) 木質複合軸材料の認定に係る是正事例について

- ・ 検査項目とする基準値に係る記載が不十分である。

(e) タッピンネジその他これに類するものの認定に係る是正事例について

- ・ 形状及び寸法に係る記載が不十分である。

(f) 膜材料及びテント倉庫用膜材料の認定に係る是正事例について

- ・ 検査項目とする基準値に係る記載が不十分である。

(g) 軽量気泡コンクリートパネルの認定に係る是正事例について

- ・ 面取り加工を行う軽量気泡コンクリートパネルにおいて、面取り加工形状に係る記載が不十分である。

(3) 令46条第4項の表1の(八)項の規定に基づく木造の軸組及び建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第8条の3の規定に基づく枠組壁工法の耐力壁の認定に係る性能評価

[指定の区分: 機関省令第59条第11号及び第24号]

(a) 一般的な是正事例について

- ・ 釘及び接合具を示す図が不明瞭である。
- ・ 日本工業規格又は日本農林規格に係る記載に誤記がある。
- ・ 釘等の位置の許容差に係る記載が不十分である。
- ・ 面材端部と釘等との間隔(へりあき距離)に係る記載が不十分である。
- ・ 横架材と面材とのかかり代に係る記載が不十分である。

(4) 規則第1条の3第1項の規定に基づく図書の省略等の認定に係る性能評価
〔指定の区分：機関省令第59条第23号〕

(a) 建築物の図書の省略等の認定に係る是正事例について

- ・ 日本工業規格又は日本農林規格に係る記載に誤記がある。
- ・ 語句の定義が不十分である。
- ・ 建築物の部材等を表す文言が統一されていない。

(5) 法第2条第7号等の規定に基づく耐火構造・防火構造等の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第1号〕

(6) 法第2条第9号等の規定に基づく不燃材料等の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第2号〕

(7) 法第22条第1項等の規定に基づく屋根防火構造の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第3号〕

(8) 令第112条第14項等の規定に基づく防火設備の作動性能等の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第14号〕

(a) 一般的な是正事例について

- ・ 過去の申請案件に記載されている凡例的な試験体選定理由が転記されており、記載が不十分である。

(b) 耐火構造・防火構造等、屋根防火構造及び防火設備の作動性能等の認定に係る是正事例について

- ・ 構造説明図において、構造材料の一部が明示されていない。
- ・ 構造説明図において、名称が明示されていない部位がある。
- ・ 構造説明図の記載内容と構成材料一覧の記載内容に不整合がある。
- ・ 構造説明図間（透視図、平面図、断面図等）において、それぞれ記載内容に不整合がある。
- ・ 複数の断面構成を持つ場合に、一方向の断面図の記載が漏れている。
- ・ 構造説明図の細部が不明瞭である。

(c) 防火区画等を貫通する管の認定に係る是正事例について

- ・構造説明図において、記載されている配管パターンが一例であることが明示されていない。

【耐火性能】

(9) 令第108条の3第1項第2号の規定に基づく耐火性能を有する主要構造部の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第13号〕

(a) 耐火性能を有する主要構造部の認定に係る是正事例について

- ・計画の変更に係る申請において、当該変更部分（火災室の追加等）の検証に関する記載が不十分である。
- ・計画の変更に係る申請において、柱、梁等の被覆厚の変更が一部図書等へ反映されていない。

【避難安全性能】

(10) 令第129条の2第1項の規定に基づく避難安全性能を有する建築物の階及び令第129条の2の2第1項の規定に基づく避難安全性能を有する建築物の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第17号〕

(a) 避難安全性能を有する建築物の階又は建築物の認定に係る是正事例について

- ・検証において用いられている発熱量と評価内容に記載されている発熱量に不整合がある。
- ・複数階が同プランで計画されている場合に、階により検証方法が異なるなど、同種のプランに対する条件設定や検証方法に係る図書の不整合・記載内容の不足がある。

(11) 令第20条の7第2項等の規定に基づくホルムアルデヒド発散建築材料の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第8号の3〕

(a) ホルムアルデヒド発散建築材料の認定に係る是正事例について

- ・ホルムアルデヒドの放散量に影響を及ぼす要素（表面材からの放散効果と、表面材による下地材からの放散抑制効果等）が複数存在する場合に、試験体仕様の選定理由に係る記載が不十分である。

- ・最不利側の試験体仕様の選定判断が困難な場合（建材の密度差が及ぼす放射量への影響等）に、試験体仕様の選定理由に係る記載が不十分である。

(12) 令第129条の4第1項第3号等の規定に基づくエレベーターの構造等の認定に係る性能評価

〔指定の区分：機関省令第59条第20号〕

(a) 一般的な是正事例について

- ・申請書等に記載する根拠条文や型番等に誤記がある。
- ・性能評価資料の記載内容と申請仕様に数値等の不整合がある。

(b) 戸開走行保護装置の認定に係る是正事例について

- ・ドアスイッチの構造を強制開離構造とせず二重化して設置する場合に、ドアスイッチの構造を示す図において二重化に関する記載が不十分である。
- ・実機試験等を省略した場合に、申請仕様が当該試験等を行わずに性能評価できる構造であることに関する説明が不十分である。